

半田市交通指導員設置要綱

(目的)

第1条 児童の登下校時における交通指導等、市民の交通安全の推進を図るため、半田市に交通指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(服務)

第2条 指導員は、職務の重要性を自覚し、相互に協力して、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 児童の登下校時における交通安全指導
- (2) 一般通行者の交通安全指導
- (3) 交通安全教室の開催
- (4) 交通安全のための広報、その他の活動

(資格)

第3条 指導員になることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 65歳を上限とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。
- (2) 身心ともに健康であること。
- (3) 色覚に異常がないこと。

(主管課)

第4条 指導員の主管課（以下「主管課」という。）は総務部防災安全課とする。

2 主管課の長は、指導員を指揮監督する。

(遵守事項)

第5条 指導員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 交通関係法令の研さんに努め、交通指導を適正に行うこと。
- (2) 服装、姿勢及び態度を常に端正にすること。
- (3) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (4) 正当な理由なく遅刻、早退又は欠勤をしないこと。
- (5) 品位を傷つけるような行為をしないこと。

(服務の報告)

第6条 指導員は、勤務の計画と状況を指導員服務計画書及び指導員服務日誌により、

毎月2回以上、主管課長に報告しなければならない。

(雇用期間)

第7条 指導員の雇用期間は、1年を限度とする。ただし、業務の必要及び指導員の実績を考慮して更新することができる。

(勤務時間)

第8条 指導員の勤務時間は、1週間について20時間以内とする。

2 前項の勤務時間の割り振りは、1日について午前7時30分から午前8時30分まで及び午後1時から午後4時までとする。

3 前項の勤務時間の割り振りについて市長が特に必要と認めるときは、あらかじめ関係指導員に周知のうえ変更することができる。

(休暇)

第9条 指導員の休暇は、半田市非常勤職員取扱要綱の規定を適用する。

(賃金等)

第10条 指導員の賃金は、半田市非常勤職員取扱要綱の規定を適用して支給する。

(旅費)

第11条 指導員が職務のため旅行する場合は、半田市職員旅費支給条例（昭和29年半田市条例第13号）の規定を適用して旅費を支給する。

(災害補償)

第12条 指導員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）に遭った場合は、半田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年半田市条例第22号）の規定を適用する。

(制服の着用)

第13条 指導員は、その勤務時間中、制服を着用しなければならない。

(被服等の貸与)

第14条 指導員に貸与する被服等（以下「貸与品」という。）は、別表第1及び第2のとおりとする。

2 指導員が前項の貸与品の全部又は一部を滅失若しくはき損した原因が本人の故意又は重大な過失による場合は、貸与品の代価を弁償しなければならない。

3 指導員は、その職務を解かれたときは、貸与品を速やかに返納しなければならない。

(退職)

第15条 指導員の退職は、半田市非常勤職員取扱要綱の規定を適用する。

(解雇)

第16条 指導員の解雇は、半田市非常勤職員取扱要綱の規定を適用する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 半田市婦人交通指導員設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。